

調査計画（変更後）

1 調査の名称

高知県ひとり親家庭等実態調査

2 調査の目的

高知県のひとり親家庭等に関する施策を推進していくうえでの基礎資料とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

高知県内全域

(2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

令和8年6月末時点の児童扶養手当受給資格者世帯及び令和8年3月末に児童が18歳に到達したことにより受給資格を喪失した世帯

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

①児童扶養手当受給資格者世帯 約6,300世帯

②令和8年3月末に児童が18歳に到達したことにより児童扶養手当受給資格を喪失した世帯
約400世帯

(2) 報告者の選定方法（全数 無作為抽出 有意抽出）

①令和8年6月末時点の児童扶養手当受給資格者世帯の全てを選定する。

②令和8年3月末に児童が18歳に到達したことにより児童扶養手当受給資格を喪失した世帯の全てを選定する。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は別添の調査票を参照）

- ① 報告者の属性について
- ② 経済状況について
- ③ 住居の状況について
- ④ 就業状況について
- ⑤ 健康状態・医療の状況について
- ⑥ 子どもの養育・教育状況について
- ⑦ 制度の利用状況について
- ⑧ 共同親権について

（本調査票には、意識等に関する事項も含まれる。詳細は調査票を参照）

(2) 基準となる期日又は期間

令和8年8月1日現在

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

・配布：高知県—民間事業者—市町村—報告者

・収集：（児童扶養手当受給資格者世帯） 報告者—市町村—民間事業者—高知県

（児童扶養手当受給資格を喪失した世帯） 報告者—民間事業者—高知県

(2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査 調査員調査 その他 ()

[調査方法の概要]

高知県から調査を受託した民間事業者が、郵送により市町村に調査票を配布する。市町村は郵送により報告者に調査票を配布する。

児童扶養手当受給資格者世帯の場合は、報告者は、記入済み調査票を市町村の窓口へ提出し、市町村は回収した調査票を民間事業者へ提出する。

児童扶養手当受給資格を喪失した世帯の場合は、報告者は、記入済み調査票を郵送で民間事業者へ提出する。

民間事業者は、市町村が報告者から回収した記入済みの調査票及び民間事業者が回収した調査票について、集計を行った上で、調査票情報を高知県へ提出する。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他 ()

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：令和3年)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

令和8年8月1日～8月31日